

第 6 章

労 働 争 議 の 調 整

第 1 節	概 况	-----	49
第 2 節	調整事件の概要	-----	54
第 3 節	公益事業の争議行為予告及び実情調査	----	56

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況

平成27年中（1月～12月）に係属した調整事件は、使用者側から新規に申請のあった1件であった（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

種別	年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
あっせん	1	2(1)	2	2	1	
調停	—	—	—	—	—	
仲裁	—	—	—	—	—	
合計	1	2(1)	2	2	1	

（注）（ ）の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

手続	年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
申請によるもの	1	1	2	2	1	
労働組合等	1	1	2	2	—	
使用者	—	—	—	—	1	
労使双方	—	—	—	—	—	
申請によらないもの	—	—	—	—	—	
合計	1	1	2	2	1	

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「サービス業」が1件であった（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

年 次 業 種	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
農業・林業	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—
窯業・土石製品製造業	—	—	—	—	—
非鉄金属製造業	—	—	—	—	—
電気機械器具製造業	—	—	—	—	—
その他の製造業	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運輸業	—	1	—	2	—
道路貨物運送業	—	1	—	—	—
道路旅客運送業	—	—	—	2	—
運輸に附帯するサービス業	—	—	—	—	—
卸売・小売業	1	—	1	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	1	—	—
医療業	—	—	1	—	—
社会保険・社会福祉・介護事業	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—
学校教育	—	—	—	—	—
その他の教育、学習支援業	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	1
廃棄物処理業	—	—	—	—	1
その他のサービス業	—	—	—	—	—
公務	—	—	—	—	—
合 計	1	1	2	2	1

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

年 次 従業員数	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1～49人	1	1	1	1	—
50～99人	—	—	—	1	1
100～499人	—	—	—	—	—
500～999人	—	—	1	—	—
1,000人以上	—	—	—	—	—
合 計	1	1	2	2	1

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「賃金等」が3件、「経営・人事」が1件であった（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

年 次 調整事項	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
組合承認・組合活動	—	—	—	—	—
協約締結・全面改定	—	—	—	—	—
協約効力・解釈	—	—	—	—	—
賃金等	3	—	1	2	3
賃上げ	—	—	—	2	1
一時金	1	—	—	—	2
諸手当	1	—	—	—	—
退職金	—	—	—	—	—
その他賃金等	1	—	1	—	—
給与以外の労働条件	—	—	—	—	—
労働時間・休日・休暇	—	—	—	—	—
定年制	—	—	—	—	—
その他の労働条件	—	—	—	—	—
経営・人事	—	—	—	—	1
事業休廃止・事業縮小	—	—	—	—	—
配置転換	—	—	—	—	—
解雇	—	—	—	—	—
その他の経営・人事	—	—	—	—	1
福利厚生	—	—	—	—	—
団交促進	—	1	1	—	—
その他	1	—	—	—	—
合 計	4	1	2	2	4

（注）1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「打切り」が1件であった（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

年次 結果	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
取扱件数	1	2	2	2	1
繰越件数	—	1	—	—	—
新規件数	1	1	2	2	1
解決件数	—	1	2	—	—
取下件数	—	—	—	2	—
打切件数	—	1	—	—	1
繰越件数	1	—	—	—	—

5 調整所要日数及び調整員構成別件数

係属事件の所要日数の平均及び調整員の構成は、所要日数が「57日」、調整員の構成が「公・労・使各1」であった（第7表、第8表）。

第7表 調整種別所要日数（新規申請分）

年次 区分	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	件数	所要日数								
あっせん	1	39	—	—	2	22	—	—	1	57
調停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1	39	—	—	2	22	—	—	1	57

(注) ここで「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数をいう。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

第8表 調整員構成別件数

年次 構成別	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	三者構成	職員	三者構成	職員	三者構成	職員	三者構成	職員	三者構成	職員
三者構成	公・労・使各1	1	—	—	2	—	—	—	1	—
	公1・労1・使2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公1・労2・使1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公1・労2・使2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公2・労1・使1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公2・労1・使2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公2・労2・使2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
職員	1名	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1	—	—	—	2	—	—	—	1	—

6 調整事件一覧表（平成27年）

調整番号	27-1
事件名	福労委平成27年（調） 第1号事件
調整区分	あっせん
所在地	福島市
業種	サービス業
申請者	使用者
組合員数	32名
申請受付年月日	平成27年4月13日
調整員指名年月日	平成27年7月22日
終結年月日	平成27年9月16日
調整回数	2回
所要日数	57日
終結区分	打切り
調整事項	懲戒処分の取消し等について
調整員	公益委員：伊藤 宏 労働者委員：石原 浩二 使用者委員：永山 忍
経過	54～55頁

第2節 調整事件の概要

福労委平成27年(調)第1号事件

1 申請受付年月日

平成27年4月13日

2 当事者

申請者 X協業組合 従業員数59名(清掃、廃棄物処理業等)
被申請者 Y労働組合 組合員数32名

3 あっせん事項

- (1) 懲戒処分(減給、出席停止)の取消しについて
- (2) 平成26年夏季賞与不支給について
- (3) 平成26年度年末賞与の算定基準について
- (4) 求人広告より低い給与で働いている従業員の給与引き上げ等について

4 あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
26年 8月	組合が会社へ要求書を提出した。
9月	第1回団体交渉を実施した。
10月	組合が再度会社へ要求書を提出した。
11月	組合が再度会社へ要求書を提出した。
12月	第2回団体交渉を実施した。
27年 1月	第2回団体交渉の際、組合から検討を依頼された事項について回答した。
3月	組合が再度会社へ要求書を提出した。
4月	会社が労働委員会へあっせんを申請した。

5 当事者の主な主張

(1) 労働組合側

- ア 懲戒処分(減給、出席停止)の取消しについて
手続違背による懲戒処分の撤回を求める。
- イ 平成26年夏季賞与不支給について
ゼロ査定は、査定権濫用、給与規定違反なので、夏季賞与の支給を求める。
- ウ 平成26年度年末賞与の算定基準について
算定基準を明らかにすること。なお、賞与を減額された従業員の中には、懲戒処分を受けた者と受けなかった者がおり、更に、懲戒処分を受けながらも減

額されていない者もいる。

- エ 求人広告の給与より、低い給与で働いている従業員の給与引き上げ等について
当該者の給与引き上げを求める。

(2) 会社側

- ア 懲戒処分（減給、出席停止）の取消しについて
懲戒処分を無効とするほどの手続違背はない。
- イ 平成26年夏季賞与不支給について
不支給の決定は、会社の業績、従業員の勤務成績等を勘案して算定したもの
であり、裁量権は逸脱していない。
- ウ 平成26年度年末賞与の算定基準について
使用者の裁量権の範囲内で、会社の業績や勤務成績を勘案して算定した。
勤務成績の算定にあたっては、「算定基準書」があるが、これは本人に対して非公開である。
- エ 求人広告の給与より、低い給与で働いている従業員の給与引き上げ等について
当該者は、極めて業務成績が悪いため、給与額を引き上げられない事情がある。
なお、当会社への異動に際して、前会社での給与が余りにも低額であったため、昇給させた経緯がある。

6 あっせん員

公益委員：伊藤 宏

労働者委員：石原 浩二

使用者委員：永山 忍

7 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：平成27年9月16日）

平成27年8月20日に第1回あっせんを実施し、あっせん員が提案したあっせん案をXが持ち帰り理事会に諮ることになった。

その後、平成27年9月16日に第2回あっせんを実施した。Xから理事会で決定された内容の説明があったが、あっせん案と差が大きかったため、あっせん員から決定内容について変更する余地はないかを確認したところ、Xから変更する余地はないとの回答があった。

そこで、Yに対し、Xの結論を伝えるとともに、その内容で合意するのか確認したところ、Yから、合意する余地は全くないと回答があった。

このため、X及びYが相互に歩み寄る余地がないと判断したことから、あっせん員は本あっせんを打切ることとした。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

平成27年（1月～12月）に受け取った争議行為予告通知件数は54件であり、実情調査実施件数は150件であった（第1表）。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	—	—	29	—	1	3	—	—	1	10	7	3	54
実情調査実施件数	2	2	31	28	17	12	7	2	2	12	18	17	150

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げが32件、一時金が21件、その他が1件となっており、賃上げ、一時金という経済的事項が98.1%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい（第2表）。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

事項 年次	賃上げ	一時金	労働協約	労働時間	団交促進	その他	計
平成23年	26	24	—	—	—	3	53
平成24年	22	23	—	—	—	1	46
平成25年	22	21	—	—	—	4	47
平成26年	24	17	—	—	—	4	45
平成27年	32	21	—	—	—	1	54

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業24件、道路貨物運送業20件などとなっており、医療業及び道路貨物運送業の上位2業種で81.5%を占めている。過去5年間を見ても、医療業及び道路貨物運送業の占める割合が大きい（第3表）。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

業種 年次	鉄道業	道路 旅客 運送業	道路 貨物 運送業	通信業	電気業	ガス業	医療業	その他	計
平成23年	4	—	15	1	4	—	26	3	53
平成24年	3	—	12	1	—	—	27	3	46
平成25年	4	—	15	2	—	—	26	—	47
平成26年	3	—	16	2	—	—	24	—	45
平成27年	4	1	20	2	3	—	24	—	54